

環循施発第 2308011 号
令和 5 年 8 月 1 日

北九州事業対象地域

各県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

（公印省略）

北九州事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（変圧器・コンデンサー等）の
処理について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の確実かつ適正な処分に関して、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

北九州事業対象地域の高濃度 PCB 廃棄物である変圧器・コンデンサー等であって計画的処理完了期限後に発見されたもの（以下「期限後物」という。）については、「北九州事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（変圧器・コンデンサー等）及び北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（安定器・汚染物等）の処理に係る令和 4 年 6 月以降の行政処分等の対応について（通知）」（令和 4 年 5 月 31 日付け環循施発第 2205312 号）において、その取扱いを整理し、JESCO 大阪 PCB 処理事業所及び豊田 PCB 処理事業所それぞれに設定された集中搬入期間（以下「初回の集中搬入期間」という。）において搬入され、処理が実施された。その後発見された変圧器・コンデンサー等については、「初回の集中搬入期間の終了を受けた北九州事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（変圧器・コンデンサー等）に係る当面の対応について（通知）（令和 5 年 4 月 3 日付け環循施発第 2304033 号）」により、次回の集中搬入期間を設定するまでの間は、JESCO での登録等を行わないこととしていたところ。今般、別添のとおり集中搬入期間を設定し、JESCO 大阪 PCB 処理事業所で処理を実施することとしたので、通知する。

関係自治体におかれては、本通知をもって処理手続きが再開することから、改めて別添にお示しする考え方及びその留意事項を踏まえつつ、管内の期限後物の保管事業者への指導及び関係者への周知等をお願いする。また行政代執行についてもこの期間に合わせて実施いただく必要があることから、計画的に対応をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

初回の集中搬入期間が終了した期限後物等に係る処理の基本的な考え方について

(1) 期限後物の集中搬入期間等について

- 初回の集中搬入期間では、JESCO 大阪 PCB 処理事業所及び豊田 PCB 処理事業所に搬入し、それぞれ処理を行ったが、両事業所での期限後物の処理状況等を勘案し、初回の集中搬入期間に搬入が完了しなかった期限後物及び当該期間終了後に発見された期限後物（初回の集中搬入期間に搬入調整が行われ、当該期間終了後に搬入したものを除く。以下「初回の集中搬入期間が終了した期限後物」という。）は、今後 JESCO 大阪 PCB 処理事業所で処理を行うこととする。
- これまで JESCO 豊田 PCB 処理事業所の処理対象エリアとなっていた中国四国地方の自治体におかれては、JESCO 大阪 PCB 処理事業所への搬入に当たっては、当該事業所の受入基準に合致した形での搬入を行う必要があるため、JESCO とよく連携して、保管事業者への指導を行われたい。
- 初回の集中搬入期間が終了した期限後物は、これまでのところその量は多くなく、かつ、点在しており、この傾向が続くものと思料される。このような状況を踏まえ、合積みを促進し収集運搬料金の低減を図り、保管事業者等の負担を軽減するべく集中搬入期間を設定することとし、その期間は令和 5 年 11 月から 12 月までとする。
- 当該集中搬入期間内での搬入を確実にを行うため、JESCO との処分委託契約の期限は、令和 5 年 10 月末とする。
- 大阪事業対象地域の高濃度 PCB 廃棄物である変圧器・コンデンサー等については、JESCO 大阪 PCB 処理事業所において、事業終了準備期間を活用した処理を実施しているところ、処理の進捗状況や施設の保全計画等に鑑み、令和 5 年度末で処理を終了することとしている。初回の集中搬入期間が終了した期限後物についても、令和 5 年度末までに処理を終了する必要があることから、当該集中搬入期間内に確実に搬入できるよう、地方環境事務所及び JESCO と密な情報共有を図るなど一層連携しながら、保管事業者への指導を行うとともに、必要に応じて行政代執行の手続きを進められたい。
- なお、初回の集中搬入期間内に JESCO 大阪 PCB 処理事業所又は JESCO 豊田 PCB 処理事業所と搬入調整等が行われた結果、当該期間終了後に、両事業所に搬入することと整理された案件が 5 件ある。これらを管轄する自治体におかれては、着実に搬入及び処理が進むよう、引き続き責任を持って対応すること。

(2) 各自治体における行政処分等の対応について

- 初回の集中搬入期間が終了した期限後物であって自ら処分、又は処分を他人に委託されていない変圧器・コンデンサー等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 10 条第 1 項違反の状態であり、これを速やかに解消し処理を行うべく、各自治体におかれては、保管事業者に対し、JESCO での登録や契約等の手続きが再開したことを周知の上、適切に JESCO へ処分委託がなされるよう指導されたい。
- 特に保管事業者が中小企業者等であって、中小企業者等の軽減制度の対象外となる場

合には、処理手続きが難航する事案が発生する可能性が想定されることから、JESCO とともに速やかに保管事業者に接触し、保管事業者の意向を確認されたい。

- 保管事業者への接触後、当該保管事業者の処理意向の有無の判断については、JESCO 及び地方環境事務所とも相談して判断するなど、円滑な処理の遂行のため、JESCO 及び地方環境事務所と緊密に連携して対応されたい。保管事業者への接触の結果、処理意向が示された場合は、JESCO において順次登録等の手続きが行われる。処理意向が明確ではない場合は、引き続き各自治体と JESCO 及び地方環境事務所連携して説明等を実施されたい。
- ただし、保管事業者への初回接触後、一定日数内（概ね 1 か月以内）に、処分委託契約及び収集運搬契約の締結に至らなかった場合は、各自治体において保管事業者に書面での意向確認を実施されたい。なお、書面による意向確認の際には、JESCO と連携し、処分委託契約及び収集運搬契約の締結や処理料金支払いの期限についても具体的に明記すること。
- 保管事業者への接触の結果、処理の意向が示されなかった場合、書面による意向確認が拒否された場合及び書面による意向確認どおりに処分委託契約及び収集運搬契約の締結等に至らなかった場合は、PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく代執行の実施に向けた手続きを開始すること。ただし、処分委託契約及び収集運搬契約の締結に至るまでに時間を要する見込みの事案については、JESCO 及び地方環境事務所とも相談のうえ、書面による意向確認の際に個別の事情に応じて具体的な日数を設定して差し支えない。
- 保管事業者が存在しない又は不明の事案については、速やかに代執行の実施の手続きを進めること。
- 発覚の時期によっては、保管事業者の存否に関わらず、PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、「いとまがないとき」として直ちに代執行に着手することについて、令和 5 年度末までに処理を終了するという観点から個別に判断されたい。

(3) その他

- 代執行については、各自治体が当該 PCB 廃棄物を実質的に各自治体の管理下におくこと。
- 処分委託契約（代執行基金申請を含む）、収集運搬契約、搬入調整等を遅滞無く行う。
- 最終的な代執行の実施の可能性を見据え、処分委託のために必要な情報を収集しておく等、各自治体において必要な準備を進めること。
- 契約の期限等について、JESCO のホームページにおいて保管事業者向けの周知が予定されているところ、各自治体においても広報誌やホームページ等での（周知が可能であれば、）周知をお願いしたい。

(以上)